

ハンセン病は、その名前からも明らかなように、医療ないし医学に属する事柄である。しかし、日本のハンセン病は、国の誤った強制隔離政策の採用とそれを担保するための「無らい県運動」の推進などにより、医療ないし医学を超える多くの問題を抱えることになった。その意味では、日本のハンセン病問題は、医療問題というよりはもはや人権問題だといってもよい。問題解決のための課題も少なくない。例えば、次のような課題がそれである。

「無らい県運動」等によって作出、助長されたハンセン病差別・偏見等を除去するための施策をどのようにして講ずるのか。差別被害等を防止し、救済するための施策をどのようにして講ずるのか。「社会での居場所」を奪われた元患者・家族らに対して「社会での居場所」を確保するための施策をどのようにして講ずるのか。退所者らに対して、医療・介護・福祉等を含めて、社会での平穏に生活する権利を保障するための施策をどのようにして講ずるのか。療養所を「終の棲家」とせざるを得なくなった入所者に対して、十分な医療・看護・福祉等を確保するための施策をどのようにして講ずるのか。引き取り手のない遺骨を安置している療養所の納骨堂をどのように保存していくのか。誤ったハンセン病強制隔離政策の象徴ともいべき施設をどのように保存し、後世の教訓として残していくのか。療養所の社会化を進めるための施策をどのようにして講ずるのか。日本の誤ったハンセン病強制隔離政策の教訓を世界の人々に共有してもらうためにどのような施策を講ずるのか。発展途上国等のハンセン病患者・家族らに対して必要な支援等を提供するためにどのような施策を講ずるのか。日本の教訓等を学びに来日する外国の人たちに対し、受け皿となる学習の場等をどのようにして設けるのか。そのために必要な研究と資料・教材等の収集・作成等を行う人材と場所等をどのようにして確保するのか、等々。

国賠訴訟判決の成果を風化させないことも課題となる。ハンセン病差別・偏見の除去および防止等のためには被害実態の詳しい検証は欠かせない。とりわけ地域でのそれが求められる。ハンセン病問題の成果を一般の医療に広げていくことも課題となる。その意味では、日本のハンセン病問題は、いまだ未解決だといってもよい。これを解決するのは、国、自治体のみならず、各界の責務でもある。